

## 電子情報通信学会 信越支部規程

(平成 24 年 7 月 23 日改正)

(平成 25 年 7 月 22 日改正)

### (総 則)

第 1 条 本支部の構成および運営については、一般社団法人電子情報通信学会定款ならびに規則に定めるものの外、この規程による。

第 2 条 本支部は、一般社団法人電子情報通信学会信越支部と称する。

第 3 条 次の地域内に在住する電子情報通信学会会員は、すべて本支部に属するものとする。  
長野県、新潟県

### (事 業)

第 4 条 本支部は、本会定款に定める目的を達成するため随時、講演会、討論会、講習会、見学会等を開催する。

2. 本支部に学生会を設け、学生員の支部活動を盛んにするための事業を行う。このため、別途学生会運営基準を設ける。

(支部運営委員および学生会顧問)

第 5 条 本支部に支部長 1 名、次期支部長 1 名、支部庶務幹事 2 名および支部会計幹事 2 名のほか、支部委員 19 名以内を置く(以下支部運営委員と総称する)。

2. 支部運営委員の任期は 2 年とする。ただし、次期支部長は、次年度に支部長となる候補者となり、役職毎の任期はそれぞれ 1 年とし、支部運営委員としての任期は通算 2 年とする。

3. ただし、必要に応じて支部委員のうち選挙によらない分は、支部長が支部運営委員会の決議を経て候補者を選定し、理事会の承認を得る。また、この支部委員の任期は 1 年とする。

第 6 条 本支部に学生会活動を支援するための学生会顧問を若干名置き、うち 2 名は支部長が支部委員として候補者を選定し、理事会の承認を得る。

第 7 条 支部庶務幹事および支部会計幹事の職務分担は、次のとおりとする。

支部庶務幹事 庶務に関する事項ならびに他幹事の所掌に属しない事項

支部会計幹事 会計に関する事項

第 8 条 支部運営委員は支部運営委員会を組織し、支部の業務を決議し執行する。

第 9 条 支部運営委員に欠員を生じた場合は、支部長が支部運営委員会の決議を経て候補者を選定し、理事会の承認を得ることができる。ただし、支部運営委員としての任期は、前任者の残任期間とする。

第 10 条 支部運営委員の候補者の選挙は、本部役員および代議員の選挙と同時に行う。

第 11 条 支部運営委員の候補者の推薦、投票、開票等に関する手続きは、支部運営委員会の決議を経て、支部長が定める。

### (会 議)

第 12 条 本支部に、支部運営委員会を置く。

第 13 条 支部長は、毎年 4 回、支部運営委員会を招集し、その議長となる。

2. 支部長が必要と認めるときは、臨時支部運営委員会を招集する。

第 14 条 支部運営委員会は、総支部運営委員の議決数の過半数を有する支部運営委員が出席しなければ、議事を開き、決議することができない。ただし、委任状を提出したものは出席者とみなす。

第 15 条 支部運営委員会の議事は、出席した支部運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第 16 条 規則第 60 条により、本部へ提出する事業計画案および予算案、事業報告および決算は支部運営委員会の決議を経ることを要する。

第 17 条 支部長は、支部運営委員会の決議を経て、支部総合報告会を開催することができる。

第 18 条 支部総合報告会の開催期日および議事は、支部運営委員会の決議を経て、支部長が決定し、支部会員に通知する。

第 19 条 支部総合報告会を開催する場合は、次の事項を報告できる。

イ. 事業計画および収支予算

ロ. 事業報告および収支決算

ハ. その他支部運営委員会において必要と認めた事項

### (附 則)

1. 本規程の平成 23 年度の改正は、一般社団法人設立登記の日から施行する。

但し、平成 23 年度に実施する支部運営委員候補者等の選挙に関しては、本改正を準用して実施する。

2. 本規程の改正施行後、社団法人電子情報通信学会信越支部規程に基づく支部役員、支部評議員等は、それぞれ、支部運営委員、支部委員等と読替え、任期については残任期間まで継続して支部の業務を遂行するものとする。

3. 本規程の改正は、理事会の承認を受けるものとし、理事会承認後直ちに施行する。